

# 退職→普通徴収(残税を退職者が直接納入)の場合

御注意

## 記載例 1

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

那珂市長殿		平成30年8月31日提出		給与支払者 (特別徴収義務者)		住所(居所)又は所在地 〒123-4567 〇〇市〇〇町1-100		
				フリガナ		コウノショウジカブシキガイシャ		
				氏名又は名称		甲野商事株式会社		
				代表者の職氏名印		甲野 太郎 (甲野印)		
				個人番号		9 8 7 6 5 4 3 2 1 9 8 7 6		
給与所得者			特別徴収税額(年税額)		徴収済額(徴収予定額)		未徴収税額(ア)-(イ)	
受給者番号(整理番号)			フリガナ		オツノイチロウ		異動年月日	
氏名			乙野 一郎 (旧姓)		6 月から 9 月から		30・8・24	
生年月日			昭和平成 50 年 1 月 1 日		8 月まで 5 月まで			
個人番号※3			1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3		円 円			
1 月 1 日現在の住所			〇〇市〇〇町2-200		120,000		30,000	
給与の支払を受けた後の住所			〇〇市〇〇町3-300		90,000			

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由		徴収予定		相続人の氏名等	
1. 異動が平成30年12月31日までで、申出があったため (月 日申出)	徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定額合計(上記(ウ)と同額)	氏名	続柄
2. 異動が平成31年1月1日以後で、特別徴収の継続の希望がないため				住所	
異動者印				電話	

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※ 新規事業所の場合は記入不要です。)		課・係		新しい勤務先では	
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地	〒	氏名及び所属課、係名並びに電話番号	氏名	月割額	円を
フリガナ			電話	月分(翌月 日納期分)	
氏名又は名称			(内線)	から徴収し、納入します。	
代表者の職氏名印	印				
法人番号					

那珂市での特別徴収が初めての場合は、  
いずれかを○で囲んでください。  
納入書 要・不要

※ 那珂市使用欄	平成29年度	平成30年度	平成31年度
特別徴収義務者指定番号	1 2 3 4		
宛番号	1 0		
連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	課・係	人事課 給与係	
	氏名	甲野 花子	
	電話	(1111) 11 - 1111 (内線)	
異動の事由	異動後の未徴収税額(ウ)の徴収方法について		
① 退職 ② 転勤 ③ 合併 ④ 休業 ⑤ 長期欠勤 ⑥ 死亡 ⑦ 会社解散 ⑧ 住所誤報 ⑨ その他(特別徴収不可)	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収(1月以降は必須) 月分(翌月 日納期分) ③ 普通徴収(本人又は相続人が納付)		退職した年の1月分から退職時までの給与支払額 円 控除社会保険料額 円
※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。			
1 (普B)	他の事業所で特別徴収(例:乙欄適用者)		
2 (普C)	給与が少なく税額が引けない(例:年間の給与支給額が93万円以下)		
3 (普D)	給与の支払が不定期(例:給与の支払が毎月でない)		
4 (普E)	事業専従者(個人事業主のみ対象)		

※ 納付した項目への記入を必ずお願いします。通知を参照の上ご記入ください。

4 3 2 1

黒のボールペン又はペンで記載してください。  
「宛番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛番号を記載してください。  
「転勤(再就職等)により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合は、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。新勤務先へ送付願います。新勤務先で本人から番号の提供を受付記載してください。  
「前勤務先が個人事業主の場合(給与支払者)」の欄は、前勤務先で本人から番号の提供を受付記載せず、新勤務先へ送付願っています。新勤務先で最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所(課税地)の市町村長に送付してください。  
「転勤(再就職等)により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合は、前勤務先で本人から番号の提供を受付記載してください。前勤務先で本人から番号の提供を受付記載せず、新勤務先へ送付願っています。新勤務先で最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所(課税地)の市町村長に送付してください。一括徴収することが義務づけられています。

【提出先】 〒311-0192 茨城県那珂市福田1819番地5 那珂市役所 総務部 税務課 市民税グループ